

令和元年三重県議会定例会

# 教育警察常任委員会

## 所管事項調査

- 1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答について
  - ・ **資料1** 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答  
..... 1頁
  
- 2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」最終案について
  - ・ **資料2** 施策141 犯罪に強いまちづくり  
..... 2頁
  
- 3 交通事故情勢と抑止対策について
  - ・ **資料3** 交通事故情勢（令和元年10月末）と抑止対策  
..... 4頁

令和元年12月

警察本部

「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	<p>副指標の目標項目「交番・駐在所の機能強化数」について、現行計画の目標値は2ヶ所となっているが、交番・駐在所を合わせて200ヶ所のうち120ヶ所の機能強化が必要であることから、安全・安心の抛り所としてできる限り早急に機能強化を図れる目標値とされたい。</p>	<p>副指標の目標項目については、「機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数」に変更して、機能強化の内容をわかりやすく表現し、目標値については、早急な対策が必要な交番・駐在所が多数存在することをふまえ、現行計画よりも高く設定しました。</p>
			<p>「県民の皆さんともめざす姿」の冒頭に課「さまままな主体」とあるが、「現状と課題」には「自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまままな主体」と記載されており、めざす姿にもわかりやすい記載とされたい。</p>	<p>「県民の皆さんともめざす姿」の冒頭の記載については、「さまままな主体」の部分を具体的に記載しました。</p>
			<p>今回の行動計画で新たに「基本事業」として設定された「犯罪被害者等支援の充実」について、「県民の皆さんともめざす姿」にも記載されたい。</p>	<p>「犯罪被害者等支援の充実」の内容については、「県民の皆さんともめざす姿」「新しい豊かさ・協創の視点」に記載しました。</p>

## 施策141 犯罪に強いまちづくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

### 現状と課題

- 県民の皆さんの安全と安心を確保するため、犯罪の防止と検挙に取り組んできた結果、平成30（2018）年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。その一方で、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪<sup>注）1</sup>や、高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、また、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案の認知件数や、サイバー犯罪等に関する相談件数が高止まりするなど、治安情勢は、依然、予断を許さない状況にあります。さらに、近年、下校中の女兒が殺害される事件、登校中の児童らが殺傷される事件、多数の社員が放火により殺害される事件など、社会の耳目を集める凶悪事件が全国的に相次いで発生していることもあいまって、治安に対する県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- このような現状において、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するためには、自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やストーカー・DV事案、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪に対する検挙活動を一層推進する必要があります。
- 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。しかし、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が適切に提供される必要があることや、必要な支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。また、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民の理解促進を図る必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの理解と協力を得ながら、地域ぐるみのきめ細かな防犯対策や関係機関・団体等による自主防犯活動を促進するとともに、適正捜査を推進し、発生した犯罪の徹底検挙を図ります。また、犯罪被害者等に対する関係機関等と連携した総合的な支援体制の整備や地域社会における理解の促進に取り組みます。

注) 1 重要犯罪：殺人、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐および人身売買をいう。

**取組方向**

- **基本事業 1 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進**  
 自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保・非行防止、特殊詐欺の被害防止など、犯罪防止に向けた取組を推進するとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。
- **基本事業 2 犯罪の徹底検挙のための活動強化**  
 迅速・的確な初動捜査の徹底、捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。
- **基本事業 3 県民の安全を守る活動基盤の整備**  
 老朽・狭隘な交番・駐在所の建て替えや、装備資機材の充実・強化、捜査支援システムの拡充など、警察活動を支える基盤の強化に取り組み、犯罪防止と徹底検挙を進めます。
- **基本事業 4 犯罪被害者等支援の充実**  
 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	11,247 件 (30年)	7,500 件 未満	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「子ども安全・安心の店」認定事業所数	262 事業所	1,000 事業所以上	通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う「子ども安全・安心の店」として三重県警察が認定した営業所・店舗数
重要犯罪の検挙率	86.7% (30年)	85%以上	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数	80 か所	100 か所以上	さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するための対策を講じた交番・駐在所の数
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数	1 市	29 市町	市町における犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成した市町数

## 交通事故情勢（令和元年10月末）と抑止対策

## 1 交通事故情勢

## (1) 交通事故発生状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10月末	前年同期比
人身事故件数	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	3,026	-890
死亡事故件数	109	86	98	83	82	61	-1
死傷者数	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	3,950	-1,289
死者数	112	87	100	86	87	62	-3
負傷者数	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136	3,888	-1,286

## (2) 交通死亡事故の特徴

◆ 死亡事故 61件		◇ 死者 62人	
○ 事故類型別		○ 高齢者	32人 (51.6%) (-13人)
人対車両	13件 (-3件)	自動車乗車中	16人 (+1人)
車両相互	25件 (+2件)	二輪車乗車中	3人 (-1人)
車両単独	21件 (±0件)	自転車乗用中	3人 (-6人)
列車	2件 (±0件)	歩行中	10人 (-7人)
○ 昼夜別		○ 交通弱者	20人 (32.3%) (-9人)
昼間	36件 (-3件)	自転車乗用中	4人 (-7人)
夜間	25件 (+2件)	歩行中	16人 (-2人)
○ 原付以上第1当事者事故	54件	うち夜間の歩行中	9人 (-4人)
・ 悪質・危険違反の事故	14件 (+2件)	→ (うち反射材用品着用者1人)	
・ 飲酒運転による事故	2件 (-1件)	○ 自動車乗車中	28人 (45.2%) (+3人)
・ 高齢運転者の事故	24件 (+8件)	うちシートベルト非着用者17人 (60.7%)	(うち助かり12人)
・ 若年運転者の事故	1件 (-8件)		

## 2 抑止対策

## (1) 横断歩道における歩行者優先等の強化

- ア 交通ルールの遵守に向けた各種広報啓発活動
- イ 横断歩行者妨害違反の取締り



横断歩道スマイルミーティング

## (2) 未就学児が集団で移動する経路の安全対策の推進

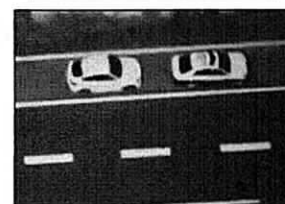
- ア 緊急安全点検の実施
- イ 道路標示の塗り替え等の安全対策の実施



移動オービスによる取締り

## (3) 移動オービスによる生活道路等の速度抑制対策の推進

- ア 小・中学校の通学路等における取締り
- イ 取締り要望、死亡事故現場付近における取締り



スカイ・アイ取締り

## (4) あおり運転に対する取締りの強化

- ア 車間距離不保持違反等の取締り
- イ 空陸一体取締り（スカイ・アイ取締り）